



宮 崎 県 公 報

令和6年9月19日(木曜日) 第545号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
 購読料(送料共) 1年 64,800円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更
 (2件)……………(福祉保健課) 1
 ○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変

頁

- 更(2件)……………(福祉保健課) 1
 ○保安林の指定予定……………(自然環境課) 2
 ○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の
 工程の指定……………(建築住宅課) 2

公 告

- 公共測量の終了の通知……………(管理課) 3
 ○入札公告……………3

告 示

宮崎県告示第 504号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 椛	日南市南町中村甲 400番地	デイサー ビス 椛	日南市南郷町中村 甲 400番地

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービス 南の郷	デイサービス 椛	令和5年 4月1日

宮崎県告示第 505号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 椛	日南市南町中村甲 400番地	ヘルパー ステー ション椛	日南市南郷町中村 甲 400番地

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
ヘルパーステーション南の郷	ヘルパーステーション椛	令和5年 4月1日

宮崎県告示第 506号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 アドニス 介護支援 サービス	延岡市岡富町81番 地	アドニス 介護支援 サービス	延岡市三須町1221 番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市大貫町3丁目 720 番地 1	延岡市三須町1221番地	平成19年 5月16日

宮崎県告示第 507号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 みらい	都城市上川東四丁目2号8番地	デイサー ビスみら い	都城市上川東四丁目3号2番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市上川東四丁目7号 3番地	都城市上川東四丁目3号 2番地	令和6年 7月1日

宮崎県告示第 508号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年9月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字前平38
22-6

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備

え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 509号

建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和5年宮崎県告示第 148号は、令和7年3月31日限り、廃止する。

令和6年9月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 中間検査を行う区域

宮崎県全域（宮崎市、都城市、延岡市及び日向市の区域を除く。）

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造、規模及び用途のいずれかに該当するものとする。

(1) 木造の建築物で、2以上の階数を有し、又は延べ面積が 200㎡を超えるもの

(2) 長屋又は共同住宅で、2以上の階数を有するもの（共同住宅にあっては、法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程を含む工事を行うこととなるものを除く。）

(3) 鉄筋コンクリート組積造のもの

3 指定する特定工程

次のとおりとする。

なお、2以上の構造を併用した建築物にあっては、1階床面積が最大の構造に係る区分による。また、増築又は改築にあっては、初めて特定工程を施工する階を1階とみなす。

(1) 木造にあっては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法等は耐力壁の工事等）

(2) 鉄骨造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

(3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、2階の床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

(4) その他の構造にあっては、2階の床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれを支持するはりを取り付ける工事

4 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。

(1) 木造にあっては、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事

(2) 鉄骨造にあっては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事

(3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、2階の床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

(4) その他の構造にあっては、特定工程を覆う外装工事又は内装工事

5 適用除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

(1) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物

(2) 法第85条の適用を受ける建築物

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、えびの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年9月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量(道路計画)
- 2 作業地域
宮崎県えびの市大字永山
- 3 作業終了日
令和6年7月31日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年9月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名 LAN用端末機器等の賃貸借及び保守
 - (2) 借入物品及び数量 LAN用端末機器等 一式
 - (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
 - (4) 契約期間 令和7年3月1日から令和12年2月28日まで
 - (5) 納入場所 仕様書のとおり
 - (6) 要求所属 宮崎県警察本部警務部情報管理課 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
 - (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料含む。)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者であること。
 - (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和6年10月16日(水)午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。

審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については、令和6年11月1日(金)までに要求所属から連絡する。

要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書(別記様式1)に必要な書類を添えて、令和6年11月6日(水)午後5時までに下記13の場所に提出すること。

また、上記書類の提出方法については、持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間

令和6年9月19日(木)から令和6年11月7日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110
- (2) 期間 令和 6 年 9 月 19 日 (木) から令和 6 年 11 月 7 日 (木) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和 6 年 9 月 19 日 (木) から令和 6 年 10 月 16 日 (水) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- (2) 期限 令和 6 年 11 月 8 日 (金) 午後 2 時 ※送付にあっては、下記 13 の場所に令和 6 年 11 月 7 日 (木) 午後 5 時必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付 (書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室
- (2) 日時 令和 6 年 11 月 8 日 (金) 午後 2 時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease and maintenance of LAN terminal equipment, 1 sets
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 8 November, 2024 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 7 November, 2024)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31- 0110